

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>今回の案件については、次のとおり入札手続きを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約方法：一般競争入札による ○公告日：令和8年2月27日 ○開札日：令和8年3月26日 <p>本件の入札結果については、入札参加資格確認申請者4者中、4者とも出席し、電子入札参加者3者、紙入札参加者1者で、令和8年3月26日に入札を行ったが不落となった。</p> <p>入札の結果を受け、特別支援教育課とも協議を行い、設計金額を変更し契約手続きを行うこととした。</p> <p>4月6日には試走会を行い、授業開始の4月10日には運行を開始するため、見積もり合わせを行ってからは、運行にかかる準備等に時間を要し、契約の時期を逸することになる。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>スイトトラベル株式会社は、本件の入札参加業者であり、入札者のうち最低入札価格の事業者である。</p> <p>前年度に当校の「通学用バス借り上げ及び運行業務」の契約業者であるため、業務内容については実績があり、運行管理業務は履行可能な事業者である。</p> <p>以上の理由により契約できる唯一の事業者と判断した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。